

令和4年

第5回議会臨時会会議録

自 令和4年10月26日

至 令和4年10月26日

福島県会津坂下町議会

令和4年第5回会津坂下町議会臨時会会議録

令和4年10月26日から令和4年10月26日まで第4回臨時会が町役場議場に招集された。

令和4年10月26日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 佐藤宗太	8番 山口享	9番 青木美貴子
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 小畑博司	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	五十嵐 隆 裕	書	記	中 村 夏 実
書	記	加 藤 秀 法		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	古 川 庄 平	副 町 長	板 橋 正 良
教 育 長	鈴 木 茂 雄	総 務 課 長	佐 藤 銀 四 郎
政策財務課長	佐 藤 秀 一	生 活 課 長	新 井 田 英
建 設 課 長	古 川 一 夫	産 業 課 長	宇 内 勝 良
庁舎整備課長	遠 藤 幸 喜	出 納 室 長	田 部 嘉 之
教 育 課 長	上 谷 圭 一	子 ども 課 長	佐 藤 美 千 代

◎開会及び開議の宣告

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第5回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。

（開会 午前10時00分）

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として1番 目黒克博君、2番 蓮沼文明君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第5回臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定いたしました。

◎議長報告

◎議長（水野孝一君）

日程第3、諸報告についてであります。議長より3件を提出いたします。

町長から、報告3件の提出がありました。

町長報告第18号「専決処分の報告について 専決第12号 損害賠償の額の決定について」
町長報告第19号「専決処分の報告について 専決第13号 損害賠償の額の決定について」
町長報告第20号「専決処分の報告について 専決第14号 損害賠償の額の決定について」
であります。

朗読を省略して、順次、内容の説明を求めます。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

おはようございます。私から議長報告第 25 号 町長報告第 18 号「専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。専決第 12 号 損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本件は令和 4 年 2 月 2 日午前 11 時頃、[REDACTED]において発生しました対物事故についての損害賠償でございます。

損害賠償する相手方の住所及び氏名は、[REDACTED] [REDACTED]であります。損害賠償の額は、除雪作業中に敷地侵入口のコンクリート舗装を破損させ、その修理に要した 400,000 円で、令和 4 年 9 月 16 日専決処分を行ったものでございます。

続きまして、議長報告第 26 号 町長報告第 19 号「専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。専決第 13 号 損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本件は令和 4 年 8 月 22 日午後 2 時 40 分頃、[REDACTED]において発生した対物事故についての損害賠償であります。

賠償する相手方の住所ならびに氏名は、[REDACTED] [REDACTED]でございます。損害賠償の額は、中央公民館駐車場において公用車の追突事故により、車両修理に要した 81,708 円で、令和 4 年 10 月 7 日専決処分を行ったものでございます。

続きまして、議長報告第 27 号 町長報告第 20 号「専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。専決第 14 号 損害賠償の額の決定についてご説明申し上げます。

本件は令和 4 年 2 月 23 日午前 5 時頃、[REDACTED]において発生しました対物事故についての損害賠償でございます。

賠償する相手方の住所ならびに氏名は、[REDACTED] [REDACTED]でございます。損害賠償の額は、除雪作業中にコンクリートの塀を破損させ、その修理に要した 92,400 円で、令和 4 年 10 月 11 日専決処分を行ったものでございます。

以上ご報告申し上げます。

◎議長（水野孝一君）

以上、説明のとおりでありますので、ご承知願います。

◎町長あいさつ

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

古川町長。

◎町長（古川庄平君）

改めて、みなさんおはようございます。

本日ここに、令和4年第5回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。今回の臨時会は、物価高騰による経済活動の低迷を払拭するための各種施策を、早急に実施する必要があるため、開催したものであります。

本日ご提案申し上げる案件は、専決処分の報告について3件、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業の実施の伴う令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第5号）1件、計4件のご提案となります。

上程した案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりでありますが、なにとぞ慎重なるご審議のうえ、原案のとおり承認賜りますようお願い申しあげまして、私の挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

◎議案第77号上程・説明・質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

日程第4、議案第77号「令和4年度 会津坂下町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

本案について説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

議長、政策財務課長。

◎議長（水野孝一君）

佐藤政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤秀一君）

おはようございます。

私からは、議案第77号 令和4年度会津坂下町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に1億8,601万円を追加し、予算の総額を83億5,306万7千円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による、とするものです。

今回の補正予算は、エネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減等を図られるよう、国の予備費により電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援のための地方創生臨時交付金が交付されることを受け、「会津坂下町生活支援事業」として、生活者や事業者を支援するために実施するものです。

また、国・県補助金を活用し、物価高騰の影響を受けた住民税非課税世帯等に対する支援として、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業、及び、稲作等経営者の支援として、肥料高騰緊急対策事業を実施するものです。

1 ページをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。事項別明細書についてご説明申し上げます。

1 ページ1 総括の歳入につきましては、14 款国庫支出金から 15 款県支出金まで、補正前の額 81 億 6,705 万 7 千円、補正額 1 億 8,601 万円の増、補正後の額は、83 億 5,306 万 7 千円となります。

2 ページをご覧ください。

歳出につきましては、3 款民生費から⑬款予備費まで、補正前の額、補正額、補正後の額につきまして、歳入と同額となります。

財源内訳につきましては、国県支出金が1億8,601万円の増であります。

3 ページをご覧ください。

「2 歳入」の詳細について説明いたします。

1 4 款 2 項 2 目 民生費 国庫補助金 補正額 1 億 445 万 5 千円の増は、電気・ガス・食料品等の価格高騰による負担増に伴う家庭への影響が大きい住民税非課税世帯等を支援するため、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業費補助金が交付されるものです。住民税額非課税世帯等に1世帯当たり5万円現金給付するもので、非課税世帯等1,995世帯、掛け急変世帯5世帯を見込んだ、給付金1億円と事務費445万5千円を計上いたしました。補助率は10/10であります。

3 目 衛生費 国庫補助金 補正額 6,632 万 5 千円の増は、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援分として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が追加交付されるもので、会津坂下町生活支援事業の財源として活用いたします。

15 款 2 項 4 目 農林水産事業費 県補助金 補正額 1,523 万円の増は、米価の下落や生産資材の高騰の影響を受けた稲作等の経営者に対し、所得の安定と、生産振興を図るために交付されるものです。農業者に水稲作付面積10aあたり500円。水稲以外の転作物作付面積により10aあたり1,500円を交付するもので、補助率は10/10であります。

4 ページをご覧ください。

「3 歳出」についてご説明いたします。

3 款 1 項 5 目 臨時福祉給付費 補正額 1 億 446 万 5 千円の増は、電気・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けた住民税非課税世帯等を支援するため、5万円を現金給付する電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援事業を国庫補助により実施するもので、補助率は10/10であります。

2 節 給料から 12 節 委託料までは事業実施に係る事務経費で、2 節 給料から 4 節 共済費は、

会計年度任用職員の人件費と、職員の時間外勤務手当を計上いたしました。10 節需用費 6 万円の増は、事務用品の購入、印刷製本費は封筒の作成費用を計上いたしました。

11 節役務費 89 万 4 千円の増は、申請書・決定通知書等の送付に係る郵便料と口座振替手数料を計上しました。

12 節委託料は、給付金支給のための該当者抽出、通知書作成等の業務委託で、282 万 4 千円を計上しました。

5 ページをご覧ください。

18 節負担金補助及び交付金は、電気・ガス・食料品等価格高騰支援給付金として非課税世帯等 1,995 世帯家計急変世帯 5 世帯、合計 2,000 世帯に 5 万円を現金給付するため、1 億円を計上いたしました。

次に、4 款 1 項 5 目新型コロナウイルス感染症対策費 補正額 6,793 万円の増は、地方創生臨時交付金を活用し「会津坂下町生活支援事業」として、「物価高騰対策低所得世帯支援事業」及び、「小規模保育施設支援事業」、「肥料・飼料高騰対策農業者支援事業」及び「物価高騰対策土地改良支援事業」を実施するものであります。

まず、10 節需用費及び、11 節役務費は、物価高騰対策低所得世帯支援補助金を交付するための事務費として、専用封筒の印刷製本費、申請書送付に係る郵便料及び、口座振替手数料を計上しました。

18 節負担金補助及び交付金「物価高騰対策低所得世帯支援補助金」は、1,100 世帯に 2 万円現金給付するもので、2,200 万円を計上いたしました。

次に「小規模保育施設支援補助金」は、電気料等の物価高騰分を保育料に転嫁できない町が認可した小規模保育施設に対する支援として、各施設に 10 万円を補助するもので、3 施設分 30 万円を計上いたしました。

6 ページをご覧ください。

次に「肥料・飼料高騰対策農業者支援補助金」は、肥料価格や配合飼料価格の高騰により影響を受ける農業者に対する支援として、稲作・転作作物栽培農家に 10a あたり 1,000 円を補助するもので、28 万 6,303 a 分、2,863 万 1 千円、果樹農家 1 戸当たり 20 万円の補助で、30 戸分 600 万円、畜産農家の牛 1 頭当たり 2 万円の補助で 300 頭分 600 万円、畜産農家の鶏 1 羽あたり 300 円の補助で 4,000 羽分 120 万円、合わせて 4,383 万 1 千円を計上いたしました。

次に「物価高騰対策土地改良支援補助金」は、電気料の高騰による維持管理経費の増加に伴い影響を受ける農業者の負担軽減のため、土地改良区に対する支援として農業用水利施設の電気料の増加分、445 万 8 千円のうち、土地改良事業における、国・県・町の負担割合分である 80%を土地改良に対し補助するもので、356 万 7 千円を計上いたしました。

6 款 1 項 3 目農業振興費 補正額 1,523 万 1 千円の増は米価の下落や生産資材高騰の影響を受けた稲作等経営者に対し、所得の安定と、生産振興を図るために交付される、福島県肥料高騰緊急対策事業補助金により実施するもので、補助率は 10/10 です。

12 節は対象者へ送付する申請書等の作成業務委託で、43 万 9 千円を計上いたしました。18 節負担金補助金及び交付金は、769 経営体に対する肥料高騰緊急対策事業補助金、1,479 万 2 千円を計上いたしました。水田の経営面積 30 a 以上の農業者に水稻作付面積の要件により、10a あたり 500 円、水稻以外の転作作物作付面積 10a あたり 1,500 円を補助するものであります。

最後に、13 款 1 項 1 目予備費 補正額 161 万 6 千円の減は、歳入歳出額の調整による減額となり、これにより予備費総額は 2,560 万 2 千円となります。

説明は以上です。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。
これより、本案に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか

◎13 番（小畑博司君）

議長、13 番。

◎議長（水野孝一君）

13 番、小畑博司君。

◎13 番（小畑博司君）

物価高騰対策ということで、肥料等の高騰に対して支援をされるということで、米価の行方等も含めて今の時期になったのかなと思いますし、国でも今やっているんでタイムリーだと思います。ただし 1 点だけ、果樹農家に対する支援という部分につきまして、1 戸当たり 20 万円と、30 戸で 600 万という内容でございましたけれども、面積当たりの支援というのは細かに把握できないと言う事らしいんですけども、ただ単に 1 反しか作っていない人も 2 町作っている人も同じ金額の支援というのについては私ども説明責任としても出来かねますので、もうちょっと、手間暇かかると言うんですけど、ある程度ここまでやったよというところを示しながら進めていただきたいと思います。具体的にちょっと申し上げますと、私も果樹農家なんですけど、私の村ではりんご組合という組合を作っております、面積を把握しております。面積把握がどれだけ正しいかということについても疑義もあるんですが、何故信用できるのかということ、長々と申し訳ない。面積を出すと、それに基づいて色んな経費が掛かってきます。だから多くするっていうことはありえない。少なくし過ぎるのもこれもできない。大まか妥当な面積になっているのかなという部分はあるんですけども、ただ坂下町全体となると、どの方がどのくらい作っているのかを把握するのは容易ではないと思います。私の村の中でもお一人だけは自分がなんぼ作っているのか分からないという方もいらっしゃいます。一番多く作ってるんですけど、他人の畑まで借りてどんどん作っているもんですから実面積は全く把握できていないという方も御一人いらっしゃいますが、だいたい他の方は正確に出されているようです。そんなことを基にしながら、リンゴ農家基本的には 1 戸 3 万円を基準にして、プラス面積で 1 反あたり 2 万とかできればいいのかなという風に思いますが、なかなか大変だと思いますが説明できるようにしていただいたらいいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

今、小畑議員のお質しのとおりだと思いますが、町としましても緊急的に支援ということと考えてございまして、果樹農家さんの面積等は町としても把握していない状態でございます。肥料が高騰している中で苦しんでいらっしゃる農家さんがいらっしゃるというのは事実でございますので、今後は面積などを調査して町としても把握できるような仕組みを作って参りたいと考えておりますが、今回は出荷している果樹農家さんに対してしっかり補助しなければならないという町の姿勢でございますのでご理解を賜りたいと思います。

◎12 番（酒井育子君）

議長、12 番。

◎議長（水野孝一君）

12 番、酒井育子君。

◎12 番（酒井育子君）

今の答弁の中で、今回はこの数字でと言う事なんだけど、やはり今回が基本になると思うんですけども。なぜかといったらこの後も何かの関係で補助事業が出た場合に基本は今回支払ったものが基本となってこれからも支出されると思うんです。ですので、今回はきちんと30戸に対しての掌握はするべきだと思うんですがいかがでしょうか。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

今回は、という形で大変申し訳ないのですが、緊急的な肥料高騰の部分について支援したいという町の考え方でありまして、今後先ほども申し上げましたとおり、しっかり把握した中でこういう場合があればきちんと把握をしてそれに対していくらかという形で対応して参りたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

◎10 番（渡部順子君）

議長、10 番。

◎議長（水野孝一君）

10 番 渡部順子君。

◎10 番（渡部順子君）

私も果樹農家の支援策として30戸かける20万で600万ですが、なんで水田は面積単位で補助事業を行っているのになんで戸数にしたんでしょうか。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

先程も申し上げました通り、果樹農家さんの面積が把握できていないのが現状でございます。今後はそれをきちっと把握して面積とか出荷量なんかに応じてという形になるかとは思いますが、そのへんの基準をしっかりと定めていきたいと考えてございますので、今回はそのあたりが把握できなかったもので、農家の戸数ということで1戸あたりという形で算出させていただきました。

◎13番（小畑博司君）

議長、13番。

◎議長（水野孝一君）

13番、小畑博司君。

◎13番（小畑博司君）

昨年も支援していただきました。その時点では畜産農家5万円とか、果樹農家は3万円とか見舞金的な感じ、金額で決められはしないんですけど、そういう状態だったからそんなに問題にもしませんでした。でも、今回は1戸あたり20万という金額になりますので、果樹農家と言われる方全般からしたらあまりにも納得できない結果になってしまうのかなと危惧しています。もっと申し上げれば、渡部議員と私も果樹農家なのですがもっとも小さい単位の面積しか作っていないんですけども、私の5倍くらい作っている方もいらっしゃいますし、私もこのまま通してしまえば「自分の田に水引いてんのか」ということになってしまうので、どうもこのままにするわけにはいかないなという思いが強いわけですからご検討いただきたいと思います。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

十分に今後は検討しなければいけないと考えてございますが、今回緊急的な形で出させていただきますということでございまして、出荷している果樹農家さんに対しましてはこのような形でお願いしたいと考えています。

◎9番（青木美貴子君）

議長、9番。

◎議長（水野孝一君）

9番、青木美貴子君。

◎9番（青木美貴子君）

先程から産業課長が「今回」という言葉が耳に触るんですけども、この30軒という数字はどのような形で出されたんですか。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

現在出荷を確認できている農家さんでございます。

◎10番（渡部順子君）

議長、10番。

◎議長（水野孝一君）

10番 渡部順子君。

◎10番（渡部順子君）

出荷している農家と言う事でございますが、毎年1回申告があるわけですよね。その時にりんごの出荷分の売り上げもちゃんと出している農家がほとんどだと思うんですが、それなら30軒だけなんですか。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

出荷証明等、農協さんとかそういうところに出していると出荷証明。そういうのが確認できる農家さんを対象としております。

◎12番（酒井育子君）

議長、12番。

◎議長（水野孝一君）

12番、酒井育子君。

◎12 番（酒井育子君）

この支払なんですけれども、最終的には何月何日までということになると思うんですよ。そうしますと、時間的にそれまでに調査できるのではないかなと私は思うんですがダメなんでしょうか。あくまでも30戸で精算されなければならないという理由があるんでしょうか。最終的な事務的に調査できると考えられるんですがその辺をお聞かせください。

◎産業課長（宇内勝良君）

議長、産業課長。

◎議長（水野孝一君）

宇内産業課長。

◎産業課長（宇内勝良君）

30戸につきましては我々が今把握している戸数であります。ただ、申請の中で増減は当然あるかと思いますので、申請される農家さんがあればしっかり対応して参りたいと考えております。町としましても確定数字を掴んでいるわけではございませんで、分からない部分もございますので、今後申請を出していただく中でしっかり把握して、足りない場合は補正等で対応してお支払していきたいと考えてございます。

◎副町長（板橋正良君）

議長、副町長。

◎議長（水野孝一君）

板橋副町長。

◎副町長（板橋正良君）

様々な形で議員の皆様からご意見を頂いております。町としましても果樹農家さんの実態を把握しきれていないという部分も実情にあらうかと思えます。今後600万円を上限とした中でどのような形で果樹農家さんに幅広く配分できるのかという部分も含めて再度調整させていただいて、あくまでも上限額600万の中で一番いい方法、面積なのか出荷額なのか再度制度設計をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

◎5番（横山智代君）

議長、5番。

◎議長（水野孝一君）

5番、横山智代君。

◎5番（横山智代君）

今のお話ですと上限額600万というのを基準にして考えていると言う事でしょうか。

◎副町長（板橋正良君）

議長、副町長。

◎議長（水野孝一君）

板橋副町長。

◎副町長（板橋正良君）

総額を 600 万と仮定して、実際にどうなるのか、600 万を下回るようになるのか 600 万より若干多くなるのか含めながら、どういう形が一番いい方法で肥料高騰の対策で農家さんに配分できるのかという点については再度制度設計をしていきたいと考えております。

全体の枠が決まっておりますので、その範囲内で調整させていただくという形で進めていきたいと思っております。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）

4 番、赤城大地君。

◎4 番（赤城大地君）

予算の審議をしているので、制度設計については我々がどうこう言うところではないと思うんですけども、今のお話を聞くと予算について 600 万を上限にすると、ではその算出根拠は何なんだということになってしまいますので、今の答弁については議会本会議するにはあまりにもお粗末なものなのかなと思うんですけども、同僚議員の皆さんが言っているのはそういうところであって、いたしかたない所なのかなとも思うんですけども、そのへんいかがでしょうか。

◎副町長（板橋正良君）

議長、副町長。

◎議長（水野孝一君）

板橋副町長。

◎副町長（板橋正良君）

農家さんの実際的な本数になるのか栽培面積という形になるのか、正式に把握しきれていない所がございます。出荷農家さんという点ではある程度把握している部分もございませうが、果樹の栽培面積を把握に努めながら、どういう風にして配分していくのか調整できるのかどうなのか努めていきたいと考えています。

◎4 番（赤城大地君）

議長、4 番。

◎議長（水野孝一君）
4番、赤城大地君。

◎4番（赤城大地君）
算出根拠は600万という数字が先にあった訳ではなく、30戸かける20万の600万という算出根拠だったはずですよ。それが、算出根拠が変わってしまうとなると、上限も変えざるを得ないかもしれないかもしれない。そういった状況で予算を提出されているわけなんです、そういった示し方は議会に対してどうなんだということで、それについて何かあれば伺いたい。私は、今回は仕方ないかもしれませんが、そういった示し方は本来ないのではないかとこのことを申し上げたいというのが趣旨でございます。

◎町長（古川庄平君）
議長、町長。

◎議長（水野孝一君）
古川町長。

◎町長（古川庄平君）
今の件につきまして、赤城議員お質しのとおりであります。あまりにもお粗末だったなと私も感じております。そんな中で今副町長からもあったように今回600万という数字で議決を賜ったならばそれ以上の事は絶対ありえない中で皆様からご理解いただける制度設計を再度させてみたい、こんなふうに思います。そして600万より下回るのであれば、予備費に回しておくなり、次回の臨時会なりの機会に報告もできますし、そんなことでご理解いただいて。思いは農家の皆さんに速やかに給付したいなという思いなので、それは我々も議会の皆様も同じ思いだと考えます。今回は600万以上の事はあり得ないということをお約束しながらご理解いただきたいと思っております。宜しくお願いします。

◎11番（五十嵐一夫君）
議長、11番。

◎議長（水野孝一君）
11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）
別なところをお伺いします。各支出の款項目の中で12節委託料とあるのですが、給付金業務を委託するということですが、委託の詳細をお伺いします。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）
議長、総務課長。

◎議長（水野孝一君）
佐藤総務課長。

◎総務課長（佐藤銀四郎君）

今お質しの部分につきましては、4ページ3款1項5目の12節の委託料282万4千円についてご説明申し上げます。まず今回の給付金を交付するにあたって、住民税のデータと交付状況を照合するためのシステムの開発がまず一点でございます。それらのシステム、坂下町はReamsという税と住民基本台帳のシステムを持っておりますので、それをマッチングさせるシステムの開発をまずさせていただきます。また、それらのシステムによって対象世帯の方々に対して、通知書を作成する業務が282万4千円となっております。あとは、抽出をし、用紙が出来上がりましたら、封入までしていただきまして、町に納品していただきそれを郵便局へ郵券料、11の役務費を使い郵送するということまでが委託となっております。

◎議長（水野孝一君）

他にございませんか。質疑も尽きたようであります。
これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（水野孝一君）

討論も無いようであります。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第77号「令和4年度 会津坂下町 一般会計補正予算（第5号）」を採決いたします。
この採決は、起立をもって行います。本案は原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

◎議長（水野孝一君）

起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は、全部終了いたしました。
これをもって、令和4年度第5回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

（閉会 午前10時38分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年10月26日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員